

【第2回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項②：化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションの推進

化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクを最小化し、人の健康及び生態系への被害を未然防止するための環境リスク管理の取組として、

- a) P R T R制度の運用状況と課題
- b) リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況
- c) その他（化学物質に係る情報の有効活用と相互連携等）

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

《 P R T R制度の運用状況と課題 》

＜ 1. 制度改正 ＞

- 中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議における中間取りまとめを踏まえ、以下の措置等を進めるべきです。
 - ・ 化管法対象物質の見直しについて、平成20年（2008年）11月の政令改正を踏まえ、今後、速やかに必要な省令改正等を行うこと
 - ・ 個別事業所ごとのP R T Rデータについて、現在の開示請求方式をインターネット地図等を活用した公表方式に変更するため、化管法改正等を検討すること
 - ・ 下水及び廃棄物として化学物質が移動した先の下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの化学物質の排出量についても把握するため、P R T R制度における届出事項に移動先の下水道終末処理施設名等を加えること
- P R T R制度の対象業種の追加については、医療業を追加する政令改正が行われましたが、その他の業種についても引き続き検討すべきです。

＜ 2. 運用の改善 ＞

- 「P R T R排出量等算出マニュアル」等について、対象物質の見直しに対応するとともに、より精度の高い算定方法を事業者が選択できるよう、ガイダンスの追加等必要な措置を講ずるべきです。
- 届出外排出量については、対象物質の見直しに対応した推計方法に修正するとともに、下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設からの排出量の推計方法を検討すべきです。
- 一部に未届出事業者等が存在することから、引き続きP R T R制度の周知・啓発に努めるとともに、P R T R目安箱の設置等による情報の収集・分析や、悪質な法令違反に対する厳正な対処等を行うべきです。
- P R T R制度において環境基準や指針値の設定されている物質のみならず、環境基準等の設定されていない物質を含めたP R T R対象物質の環境濃度の推移を的確に把握すべきです。

《リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況》

＜1. 自主的取組＞

- レスポンシブル・ケアに関する中期計画に盛り込まれた施策を引き続き着実に推進すべきです。

＜2. リスクコミュニケーションに必要な情報の提供のための指針・ツールの作成等＞

- リスクコミュニケーションの目的を明確にしながら、当該情報の提供のための指針・ツールとして活用されている冊子等の作成・公表、化学物質の安全性情報やリスク評価等の情報の収集と公表、事業者及び行政による情報システムの運用等の基盤整備、下水道分野における水質リスクへの対応等個別分野における取組を、引き続き実施すべきです。

＜3. 化学物質の有害性に関するデータベースの構築＞

- 今後も、J-CHECK等のデータベースの拡充や改良に努めるべきです。

＜4. 人材の育成＞

- 化学物質アドバイザーの派遣については、今後も、実績を拡大すべきです。

＜5. リスクコミュニケーションの場の提供＞

- リスクコミュニケーションに関する会議、懇談会、シンポジウム等の開催により、多くの国民に参加する機会を提供すべきです。また、地方公共団体におけるリスクコミュニケーションの取組事例を調査し、積極的に取り組んでいる事例を紹介する場を設けるべきです。

《その他》

- 化学物質の環境リスク低減に関連する現行法について、各法律間の相互関係を踏まえつつ、化学物質に係る情報の有効活用と相互連携を図るべきです。
- 人の健康及び生態系への影響が懸念される化学物質を含むCCA処理木材(注Ⅲ-3-4)が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理について検討すべきです。

②主な取組状況等

《PRTTR制度の運用状況と課題》

＜PRTTR制度の運用状況＞

- 化管法に基づくPRTTR制度は平成13年度(2001年度)から施行されており、PRTTR届出データの集計及び届出外の排出量について推計を行っています。これまで8回にわたり、PRTTRデータの公表を行っており、平成22年(2010年)2月26日に平成20年度(2008年度)PRTTRデータの公表を行いました。

平成20年度(2008年度)PRTTRデータは全国で39,472事業所から届出がなされ、排出量・移動量について、全国・全物質で集計したところ、排出量が199千トン、移動量が201千トン、排出量と移動量の合計は400千トンとなっています。また、国が推計を行った

届出対象外の排出量については全国の合計で 291 千トンとなっています。届出排出量は物質ごと又は業種別に程度の差はあるものの、全般的に減少傾向にあり、化管法の制定が自主管理の進展による指定化学物質の排出抑制に一定の効果を上げていると考えられます。

< 化管法政省令改正 >

- 平成 20 年（2008 年）11 月、化管法の対象物質及び業種の見直しを内容とする政令改正を行いました。この結果、第一種指定化学物質は 354 物質から 462 物質に、第二種指定化学物質は 81 物質から 100 物質に見直すとともに、P R T R 制度の対象業種に医療業を追加しました。また、化管法については、今後も定期的に見直しを行っていくこととしています。

また、平成 22 年（2010 年）4 月 1 日に化管法に基づく省令の一部改正を行い、対象物質の見直しに伴う対応や P R T R 制度に基づく届出様式に「移動先の下水道処理施設の名称」並びに「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」の記載欄の追加、国による届出事項の集計を効率的に行うための届出事項が記録された二次元コードの採用等を行いました。

< P R T R データの公表方法の拡充 >

- 化学物質の環境中への排出状況に関する国民の理解をより深めるため、平成 21 年（2009 年）2 月以降、個別事業所ごとの P R T R データについてホームページ上で公開しています。また、平成 22 年（2010 年）4 月に化学物質の大気中濃度や排出量を示す P R T R マップをインターネット上に公開し、地図上に表示された化学物質の発生源、大気中推定濃度、排出量の閲覧を可能としました。

< 届出外排出量の推計方法の検討 >

- 国が実施している届出外排出量の推計の充実を図るため、オゾン層破壊物質等に関する推計手法の精度の向上や、対象物質の見直しに伴う届出外事業者からの排出量の推計方法の検討、下水処理施設や廃棄物処理施設からの化学物質の環境への排出量推計方法の検討を行っています。

< 化管法の周知等 >

- 化管法に基づく P R T R 制度及び M S D S 制度（注Ⅲ－3－5）、化学物質の有害性情報、リスク評価手法やリスクコミュニケーションに関する情報など、化学物質の評価・管理に関するセミナーを平成 20 年度（2008 年度）に全国 10 カ所、平成 21 年度（2009 年度）に全国 8 カ所で開催しました。また、パンフレットやポスターの作成・配布を通じ、P R T R 制度の周知・啓発を行っているほか、平成 20 年（2008 年）5 月から、P R T R データの信頼性や届出等に係る問題について、広く情報提供を受け付ける窓口として「P R T R 目安箱」を設けています。また、悪質な未届け事業者への厳正な対応を行っています。

< P R T R 制度に係るマニュアル等の整備 >

- 事業者が、より適切に排出量を把握するために作成・公表している「P R T R 排出量等算出マニュアル」を平成 21 年（2009 年）3 月に改訂し、対象物質の見直しに伴う対応や、算出方法の精度を向上させるため、事業者が算出方法を選択する際の考え方を盛り込みまし

た。

＜環境基準の設定されていない物質も含めた環境濃度推移の的確な把握＞

- 環境基準等の設定されていないP R T R対象物質の一部については、大気や公共用水域におけるモニタリングを実施しています。なお、P R T Rデータは、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質の選定や環境基準の検討等に利用されているほか、有害大気汚染物質モニタリング結果とともに、有害大気汚染物質対策の検討に用いられる等、環境汚染の未然防止に向けて多面的な活用がなされています。

＜P R T R制度の今後の運用＞

- P R T R制度については、地方公共団体と連携しつつ、届出データの集計・公表、個別事業所データの公表及び開示、届出対象外の排出源からの排出量の推計・公表等、同制度を引き続き円滑に運用します。また、対象物質の見直しや医療業の追加等を内容とする化管法に基づく政令の一部改正に関する内容や「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」等の届出事項の追加、二次元コードの採用等を内容とする化管法に基づく省令の一部改正に関する内容の周知・徹底や、届出・推計データの多面的利用の検討等を実施し、必要な措置を講じます。

＜リスクコミュニケーションの推進に係る取組状況＞

＜リスクコミュニケーションに必要な情報の公表＞

- P R T R制度の対象となっている化学物質について、それぞれの用途、排出・移動量、環境中での動き、健康影響、生体影響等について情報を取りまとめた化学物質ファクトシートに、毎年50物質程度の情報を追加しました。引き続き、化学物質ファクトシートを作成し、分かりやすい情報の公表を行っていく予定です。

＜下水道に係る水系水質リスクへの対応＞

- 下水道分野においては、水質リスク発生時に迅速かつ的確に対応するため、関係部局及び機関が密接に連携して水質監視、事業場に対する指導、情報の伝達・公表等を行うことができるよう、平成20・21年度（2008・2009年度）に、リスク発生時の原因者等への指導や関係部局等との連携のあり方など、下水道分野におけるリスクコミュニケーションの方策について検討を行いました。今後は、平成20・21年度（2008・2009年度）に検討した結果を、平成22年度（2010年度）中に手引書としてとりまとめる予定となっています。

＜J-CHECKの拡充等＞（再掲）

- 国において実施した安全性情報点検の結果や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（Japanチャレンジプログラム）において得られた情報等を発信するためのデータベース（J-CHECK）を構築し、平成20年（2008年）5月より公開しています。公開後も、新たに追加されたこれらの情報及びOECD等海外で収集された情報等を随時公開し、その内容を拡充しています。また、収集された安全性情報が諸外国において

も有効に活用されるよう、OECDグローバルポータル（eChemPortal）との接続も視野に入れ、英語版を開発しているところです。

- 製品評価技術基盤機構において、化学物質の有害性や規制等に関する情報を総合的に検索できるシステム「化学物質総合情報提供システム（CHRIP）」やリスクコミュニケーションのためのシステム「化学物質と上手に付き合うには」等の情報提供を行いました。

<化学物質アドバイザーの派遣>

- リスクコミュニケーションを推進するため、身近な化学物質に対する疑問に対して答え、対話の促進を図る人材である化学物質アドバイザーを増員するとともに、平成20年度（2008年度）には44件、平成21年度（2009年度）には41件の派遣を行い、利用者から高い評価を受けています。

<リスクコミュニケーションの場の提供>

- 市民、産業、行政等の環境リスクに関する情報共有及び相互理解を促進する場として、「化学物質と環境円卓会議」を平成20年度（2008年度）、平成21年度（2009年度）に2回ずつ開催しました。また、化学物質の評価・管理に関するセミナーを平成20年度（2008年度）に全国10カ所、平成21年度（2009年度）に全国8カ所で開催しました。

≪その他≫

<化学物質に関する情報共有の推進>

- 平成21年（2009年）に改正された化審法において、化審法に基づいて得られた情報を、必要に応じて、化学物質に関する他法令を所管する関係省庁へ提供するための規定が新設されました。今後は、化審法に基づいて得られた情報を、必要に応じて、関係する法令を所管している大臣へその内容を通知することにより、化学物質に関係する他の法令においても情報が活用されるよう、当該法令を所管する省庁間の連携・強化を進めていきます。

<連携施策群による各省化学物質関連施策の連携強化等>

- 第3期科学技術基本計画の化学物質リスク・安全管理研究領域における戦略重点科学技術「国際間協力の枠組みに対応するリスク評価管理」を中心とする重要な研究開発課題及び関連施策の連携強化、重複排除等の調整を行い、政策目標達成のための研究成果の最大化を図る仕組みとして、科学技術連携施策群「総合的リスク評価による化学物質の安全管理・活用のための研究開発」を平成19～21年度（2007～2009年度）の3年間に実施しました。また、関係各省の施策を補完する課題を設定し、科学技術振興調整費によって補完的課題「事業者の化学物質リスク自主管理の情報基盤」を採択し、調査・研究を平成19～21年度（2007～2009年度）の3年間に実施しました。各省化学物質関連施策および補完的課題の最新の研究成果は、年1回のシンポジウムを通じて公表しました。

<CCA処理木材が一部に含まれる廃材のリサイクルにおけるリスク管理>

- 防腐・防蟻を目的としてCCA（クロム・銅・ヒ素化合物系の木材保存剤）が用いられた木材が解体後に廃棄物となったCCA処理木材は、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立を適正に行うこととされているところであり、現行の対応の状況や課題の把握を含め情報収集に努めていきます。

【 他の環境分野との関わり等 】

- 化学物質の環境リスク管理とリスクコミュニケーションを推進し、環境リスクの低減を進めることにより、他の環境分野への貢献を図るという観点から、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」及び「生物多様性の保全のための取組」との関係も考慮していく必要があります。

③今後の政策に向けた提言

- 化学物質対策について、その全体像を国民に分かりやすく示していくべきです。（再掲）
- 各府省において、化学物質の環境リスクを低減に資する取組が行われていることから、関係府省の相互の連携を強化し、情報共有を行う等、より効果的・効率的に進めるべきです。
- リスク評価の結果、リスク管理が必要とされた化学物質について、調査の進捗状況、施策の進捗状況を明らかにした上で、着実にリスク管理を進めていくべきです。
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組全体の進捗状況を、リスク評価、リスク管理、リスクコミュニケーションの一連の流れの中で、可能な限り定量的な指標を用いて示しながら、取組を着実に進めて行くべきです。（再掲）
- 生物多様性への化学物質の影響や温暖化対策推進のための住宅の気密性向上等に伴う化学物質の影響の可能性など、他分野との関連性に配慮すべきです。（再掲）
- 化学物質による環境リスクを低減するため、政府と、地域住民やNGO・NPO、事業者等の様々な関係者が、互いに協力しながら取組を進めていく方策のあり方について検討すべきです。
- 関係府省、地方公共団体、事業者、NGO・市民など各主体の取組の全体像を念頭に置きながら、各主体が連携して効果的・効率的に進めていく仕組みを検討すべきです。（再掲）

【第2回点検後フォローアップ事項】

重点調査事項③： 国際的な観点に立った化学物質管理の取組

化学物質は様々な国で製造・使用されることから、その管理手法等は国際的な調和が求められます。各国は、平成18年(2006年)2月に国際化学物質管理会議において採択された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ(SAICM)に基づき、関係施策を進めることとされており、国際的な観点に立った化学物質管理の取組として、

- a) SAICMに沿った化学物質管理の取組
- b) 国際協調に基づく環境リスクの評価等
- c) 我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信等

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

なお、下記第2回点検における指摘内容のうち、〈その他〉については、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」の進捗状況の点検において取組状況等を点検することとします。

①第2回点検における指摘内容

〈SAICMに沿った化学物質管理の取組〉

- WSSD2020年目標(注Ⅲ-3-6)の達成のため、化学物質のリスク評価体系の構築等、化審法及び化管法の見直しについて検討し、必要な措置を進めるべきです。
- SAICMの推進に関し、引き続き、アジア太平洋地域における主導的な役割を果たすべきです。
- Japanチャレンジプログラムについては、収集情報に基づく有害性評価文書の作成、海外への情報発信及びOECD/HPV(注Ⅲ-3-7)プログラムへの貢献を進めるべきです。
- 今後も、小児等化学物質のばく露に対して脆弱な集団に着目した疫学調査研究等各個別課題への取組を進めるべきです。また、化学物質の環境リスク低減に資するための調査研究並びにその成果の公表及び普及を進めるべきです。

〈国際協調に基づく環境リスクの評価等〉

- POPs条約については、第1回条約有効性評価に向けた報告書の作成及び各国との調整等や、非意図的に生成されるPOPs対象物質に関するBAT/BEP(注Ⅲ-3-8)ガイドラインも参考にした国際的に連携した排出削減に向けた取組について、国際協力を推進すべきです。
- 地球規模の水銀汚染対策については、我が国の先進的な技術をいかしたBAT/BEPガイドラインの策定等国際的な対策検討に貢献すべきです。

- 環境リスク評価に関しては、引き続き、OECD等の国際的な動向を踏まえ関係する取組への協力及び貢献を進めるべきです。
- 日中韓の化学物質管理に関する政策ダイアログを引き続き開催し、三カ国間の情報交換及び個別分野における具体的な作業を進めるべきです。

＜我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信等＞

- 我が国の製品含有化学物質に関する情報共有システムを、特に我が国との貿易量の多いアセアン地域においても展開し、我が国のシステムを共通基準とすることを検討すべきです。
- 農業分野等における化学物質管理についても、専門家の派遣、我が国の化学物質管理政策を踏まえた適切なアドバイスの検討等を行うべきです。

＜その他＞

- 有害廃棄物等の不適正な輸出入を防止しつつ、我が国の優れた技術をいかし、途上国における適正処理困難物の受入れ等、環境保全上望ましい形での国際移動の円滑化を図るべきです。

②主な取組状況等

＜SAICMに沿った化学物質管理の取組＞

＜化審法の改正＞

- WSSD2020年目標を踏まえ、厚生科学審議会、産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合において、化審法の見直しに関する検討を実施しました。この結果を踏まえ、化審法の一部を改正する法律案が平成21年（2009年）2月に閣議決定され、第171回通常国会において同年5月に成立しました。この改正により、「環境中で分解しにくい化学物質」に加え、「環境中で分解しやすい化学物質」についても規制の対象とし、平成23年度（2011年度）からは、新たに「既存化学物質」についても製造・輸入実績数量等の届出を義務づけ、それを踏まえ優先順位をつけて化学物質の安全性評価を実施することとなりました。

＜化管法政省令の改正＞（再掲）

- 平成20年（2008年）11月、化管法の対象物質及び対象業種の見直しを内容とする政令改正を行いました。この結果、第一種指定化学物質は354物質から462物質に、第二種指定化学物質は81物質から100物質に見直すとともに、PRT R制度の対象業種に医療業を追加しました。また、化管法については、今後も定期的に見直しを行っていくこととしています。

また、平成22年（2010年）4月1日に化管法に基づく省令の一部改正を行い、対象物質の見直しに伴う対応やPRT R制度に基づく届出様式に「移動先の下水道処理施設の名称」

並びに「廃棄物の処理方法」及び「廃棄物の種類」の記載欄の追加、国による届出事項の集計を効率的に行うための届出事項が記録された二次元コードの採用等を行いました。

＜アジア太平洋地域におけるS A I C M実施について主導的な役割の実践＞

- アジア太平洋地域におけるS A I C Mのフォーカルポイント（平成20年度（2008年度））及び国際化学物質管理会議（I C C M）の同地域の代表（平成20年度（2008年度）及び平成21年度（2009年度））として、同地域におけるS A I C M実施促進のため、S A I C Mの実施状況に関する情報の共有や意見交換を促進するとともに、タイ及びブータンにおいて現地調査や専門家の派遣等のプログラムを実施しました。また、国際化学物質管理会議やクイック・スタート・プログラム（Q S P）管理理事会、アジア太平洋地域会議に出席しました。今後とも、平成24年度（2012年）までアジア太平洋地域の代表を務める予定であり、同地域におけるS A I C M実施を主導するとともに、プログラムが継続しているブータンへの支援を実施する予定です。

＜J-C H E C Kの拡充等＞（再掲）

- 国において実施した安全性情報点検の結果や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（J a p a nチャレンジプログラム）において得られた情報を発信するためのデータベース（J-C H E C K）を構築し、平成20年（2008年）5月より公開しています。公開後も、新たに追加されたこれらの情報及びO E C D等海外で収集された情報等を随時公開し、その内容を拡充しています。また、収集された安全性情報が諸外国においても有効に活用されるよう、O E C Dグローバルポータル（eChemPortal）との接続も視野に入れ、英語版を開発しているところです。

＜子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）＞（再掲）

- 子どもの発育に影響を与える化学物質や生活環境を明らかにするため、10万人の妊婦を対象とし、生まれてくる子どもたちの健康を13歳に達するまで追跡する、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）を実施しています。本調査は、平成19年（2007年）10月から「小児環境保健疫学調査に関する検討会」において検討が進められ、平成20年（2008年）からパイロット調査が開始されました。パイロット調査では、実際に参加者が登録され、血液等の生体試料の採取や分析が行われるなど、平成22年（2010年）度から実施される10万人規模の本調査開始に向けて、準備が進められています。

＜＜国際協調に基づく環境リスクの評価等＞＞

＜P O P s条約の有効性評価に関する議論への貢献＞

- P O P s条約について、平成20年度（2008年度）には「世界モニタリング計画」に貢献するため、国連環境計画（U N E P）の下のP O P s条約事務局が主催する会合に専門家を派遣し、条約の有効性評価に関する議論を主導しました。また、平成21年度（2009年度）には、P O P s条約の第4回締約国会議に参加し、第1回の条約の有効性評価に係る議論

に参加・貢献しました。さらに、東アジア地域における国際的なPOPsモニタリングについて協力体制を構築するために、毎年東アジアPOPsモニタリングワークショップを開催し、同地域においてPOPsモニタリングを実施しています。今後は、第2回目の条約の有効性評価が平成27年(2015年)に実施される予定であり、準備会合に専門家を派遣するなどして関連する議論を主導する予定です。また、平成21年(2009年)に新たにPOPs条約の対象に追加された9物質群も含めて東アジア地域におけるPOPsモニタリングが円滑に実施できるよう、引き続きワークショップの開催等により支援していきます。

<POPs条約に基づくダイオキシン類等非意図的生成物に係るBAT/BEPP推進事業>

- POPs条約第5条により、ダイオキシン類等、物質燃焼等により非意図的に生成される条約対象物質(U-POPs)について、人為的な発生源からの継続的な放出削減、究極的には廃絶を目指して、「利用可能な最良の技術(BAT)及び環境のための最良の慣行(BEPP)指針」(BAT/BEPP指針)が定められ、この指針に基づくBAT/BEPP利用の促進が求められています。本事業では、国内におけるこのBAT/BEPPの利用状況の把握を行うとともに、最新の国際動向の情報収集を行っています。また、我が国に地理的関係から影響が大きい東アジア地域の途上国を対象として、ダイオキシン類の削減に関する我が国の成功体験等を発信し、途上国でのBAT/BEPP利用の促進を図っています。

<国際条約における議論への科学的知見の提供等による貢献>

- POPs条約においては新規のPOPs候補物質を検討する残留性有機汚染物質検討委員会が、また、ロッテルダム条約(PIC条約)においては条約対象物質の追加・削除等について検討する化学物質検討委員会が設置されています。これらの専門家委員会に対し、行政官が参加するとともに、我が国の専門家を派遣し、科学的知見の提供、審議物質のコーディネーターを務めるなど、科学的議論の進展に貢献しています。

<POPs対象物質に対する措置>

- POPs条約における規制対象物質については、化審法第2条第2項の規程に基づき政令の対象物質に指定し、原則製造・輸入を禁止しています。また、POPs対象物質の中で、農薬用途に関連する物質については、農取法第9条第2項の規定に基づく農薬の販売の禁止を定める省令の対象物質に指定し、その販売・使用を規制しています。なお、平成21年(2009年)には新たに9物質群がPOPs条約の対象物質とされたことを受け、平成22年(2010年)4月に施行した化審法の施行令及び農取法の省令の対象物質に対策が必要な物質を追加しました。

<水銀汚染対策への国際的な貢献>

- 水銀汚染対策については、UNEPにおける水銀管理に関する条約についてのアドホック公開作業グループ会合に出席し副議長を務める等国際的な水銀対策の強化に貢献しています。また、UNEP水銀パートナーシップの廃棄物管理分野のリードを務め、平成20年度(2008年度)、平成21年度(2009年度)には、その第1回及び第2回会合を東京において開催し、水銀廃棄物に関するBAT/BEPPガイダンス文書の策定を主導しました。

我が国は、水銀管理に関する条約の第2回政府間交渉委員会を国内において開催することや政府間交渉におけるアジア太平洋地域のコーディネーターを務めることを予定しており、今後とも引き続き、水俣病経験国として水銀管理に関する条約制定に向けた国際的な議論を主導していきます。また、廃棄物管理分野等のUNEP水銀パートナーシップにも貢献していく予定です。

<環境リスク評価に関する国際的動向を踏まえた取組>

- 環境リスク評価に関する国際的動向の中核組織として機能しているOECD化学品プログラムの意思決定機関である合同会合や、その下部組織、専門家会議等へ参加し、国際調和の促進に貢献しています。また、生態影響試験法や農産物中の残留農薬の評価に関するOECDにおける試験法ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）検討への貢献と、策定・改訂されたガイドラインの我が国における適用に向けて、必要な調査検討を行い、我が国における試験法の標準化の検討を進めています。

<農薬登録制度の刷新に向けた取組>

- 我が国の農薬登録制度を、OECD等海外の制度との整合性を図りながら、科学的な情報の収集・解析結果に基づきリスクの程度を考慮するように改善するため、「農薬登録制度に関する懇談会」を開催し、各分野の関係者から意見を聴取し、その方向性について議論しています。今後とも、海外の制度との整合性を図りながら、本懇談会を通じ、関係者からの意見を聴取しつつ農薬登録制度の改善を図ります。

<日中韓の化学物質管理に関する連携強化の取組>

- 日中韓三カ国による化学物質管理に関する情報交換及び連携・協力を進めるため、平成19年(2007年)から日中韓の化学物質管理に関する政策ダイアログを開催してきており、平成21年(2009年)9月には第3回を中国・北京市で開催し、各国の取組の現状及び今後の方針についての情報を共有しました。また、本ダイアログでは、専門家会合として、日中韓のGHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム（注Ⅲ-3-9））に関する分類結果の違いについて比較検討等を行うため、日中韓GHS専門家会合を開催しており、平成21年(2009年)に3カ国間におけるGHS分類の比較検討を行いました。今後とも、日中韓3カ国における化学物質管理に関する政策ダイアログを引き続き開催するとともに、3カ国の連携協力を強化し、適正な化学物質管理に関する協力を推進します。

≪我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信等≫

- 国際協力機構（JICA）や海外技術者研修協会（AOTS）を通じて、途上国の化学物質管理能力のための研修を実施しています。また、化学物質・調剤、成形品が含有する化学物質情報を適切に把握・管理し、これをサプライチェーンの川上から川下に製品とセットで受け渡す情報伝達の仕組みをASEAN諸国に普及させるため、我が国の民間事業者間で産業横断的に行われている、「JAMP（アーティクルマネージメント推進協議会）」

の活動等を活用し、平成 20 年度（2008 年度）、21 年度（2009 年度）において、タイ、マレーシアにおいて実証事業を実施し、現地企業の啓発、取組への参加を促進しました。

さらに、アジア各国の政府と化学物質管理の施策を連携して推進するため、A P E C や A M E I C C（日アセアン経済産業協力委員会）の化学物質管理担当者による会合を毎年開催し、アジア各国への普及啓発を行いました。

今後も、啓発・普及活動の鍵となる専門家の育成や、知識の普及に伴った研修内容の見直し、A S E A N とのマルチやバイの対話の場を活用した我が国の化学物質管理政策についての情報発信等を行うこととしています。

- J I C A からの技術協力に関する要請に基づき、発展途上国における農薬のリスク評価・リスク管理手法を支援しています。平成 19 年度（2007 年度）から平成 22 年度（2010 年度）にかけて、ウルグアイへ農林水産消費安全技術センターの職員を派遣しています。

【 他の環境分野との関わり等 】

- 国際的な観点に立った化学物質管理を推進し、環境リスクの低減を進めることにより、他の環境分野への貢献を図るという観点から、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「都市における良好な大気環境の確保に関する取組」、「環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組」及び「生物多様性の保全のための取組」との関係も考慮していく必要があります。
- 例えば、P O P s 条約に基づくダイオキシン類等非意図的生成物に係る B A T / B E P 推進事業については、大気、水質、廃棄物処理等の各分野の専門家による検討会を設置し、国内における B A T / B E P の利用状況を追跡的に情報収集するとともに、東アジア地域各国の行政官等及び先進国、国際機関の専門家等を招いたワークショップを開催し、我が国の経験や先進国等の知見を発信するとともに、途上国における B A T / B E P 指針の普及方策について情報交換を行っています。

③今後の政策に向けた提言

- ダイオキシン対策を始めとする我が国の化学物質に関する優れた政策・技術の知見を活かし、アジアを初めとする国々に技術的な協力を行い、W S S D 2020 目標の達成に向けてリーダーシップを発揮していくべきです。
- 東アジアにおける P O P s 等による汚染について、各国と連携してデータの集積・解析を行い、情報発信していくべきです。
- 生物多様性への化学物質の影響や、温暖化対策推進のための住宅の気密性向上等に伴う化学物質の影響の可能性など、他分野との関連性に配慮すべきです。（再掲）

4. 生物多様性の保全のための取組

重点調査事項①：生物多様性を社会に浸透させる取組

生物多様性の保全の重要性が地方公共団体、事業者、国民等にとって常識となり、行動に反映されるよう、それぞれの主体に対応した取組を推進し、生物多様性を社会に浸透させていく観点から、

- a) 生物多様性に関する取組促進や概念の普及啓発
- b) 地方公共団体による生物多様性地域戦略策定

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- 基本戦略「生物多様性を社会に浸透させる」においては、生物多様性が私たちの暮らしを支えている重要な存在である一方、その認知度は低い状況にあることを踏まえ、多くの国民や団体の参加を得て生物多様性に関連する取組を行う「いきものにぎわいプロジェクト」の推進、生物多様性企業活動ガイドラインの作成、環境に配慮した民間の認証制度等の積極的な活用等を通じ、市民や企業の参画を促進することとしていることに留意すべきです。また、生態系サービスの概念について、国民が正しく理解できるように普及・啓発を推進することが必要であることに留意すべきです。
- 生物多様性基本法（平成20年法律第58号）では、地方公共団体による生物多様性地域戦略策定が努力義務として規定されており、「地域づくりの推進」にも密接に関わることであり、各地域が主体性及び独自性を持って、同戦略の策定を進めていくことが期待されることに留意すべきです。また、第三次生物多様性国家戦略で示された地域戦略の策定の手引きの作成を進めること等地域戦略の策定に向けた支援を強化することが必要であることに留意すべきです。

②主な取組状況等

国民や企業を対象として、生物多様性の社会における主流化を推進するための取組や、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進するための取組を推進しました。また、平成22年（2010年）3月に生物多様性国家戦略2010を策定し、今後の取組の方向性を示しました。

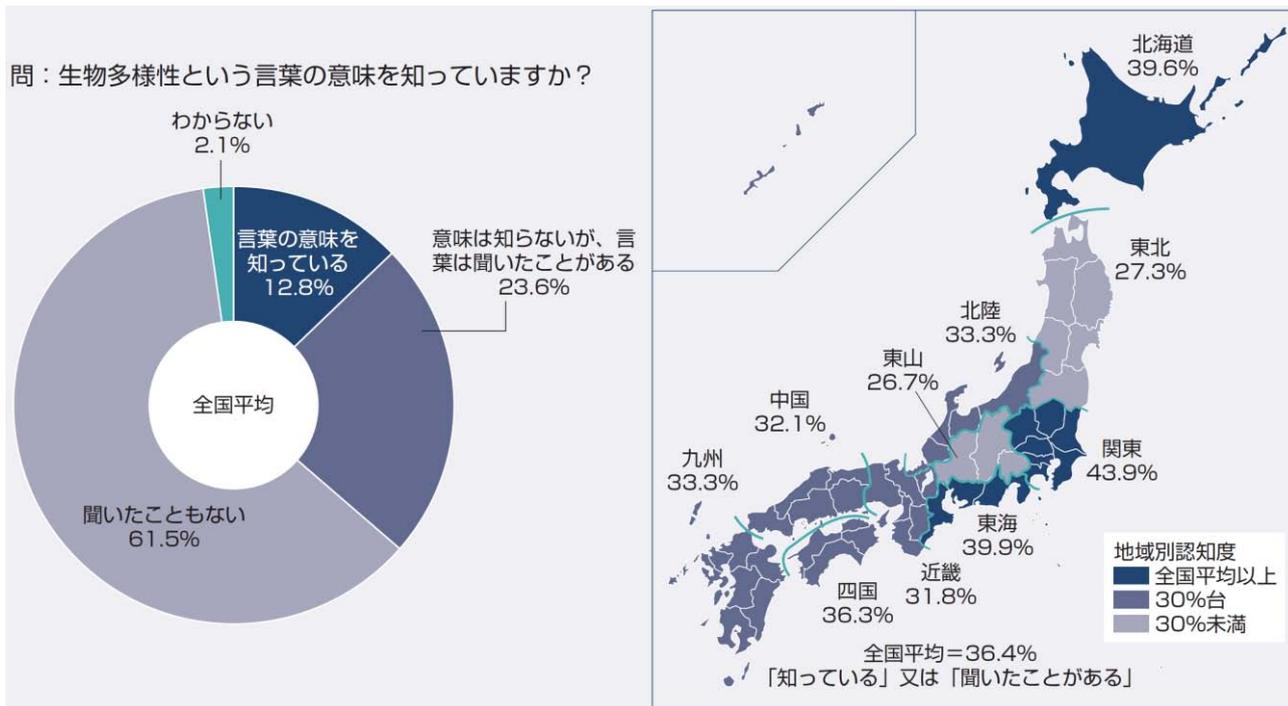
《生物多様性に関する取組促進や概念の普及啓発》

- 企業をはじめとする幅広い分野の事業者が、生物多様性に配慮した事業活動を自主的に行う際の指針となる「生物多様性民間参画ガイドライン」を策定し、各種セミナーやイベント等で普及広報を行いました。
- 地域において生物多様性に取り組む企業、NGO、研究機関、行政機関等の情報交換や新たな連携の促進等を目的として、福岡市及び大阪市で、生物多様性に関する総合展示会「生物多様性EXPO2010」を開催しました。また、仙台市、東京都、名古屋市における環境総合展示会に参加し、生物多様性に配慮した事業活動や生物多様性の重要性等について普及啓発を行いました。
- 生物多様性に関して地域レベルでの理解を深め、多様な関係者による参加と連携を促進するため、仙台市、徳島市、福岡市において、市民、NGO、行政担当者等の参加による「生物多様性地域対話」を開催しました。
- 地域の多様な主体による生物多様性の保全・再生活動を支援するため、平成20年度(2008年度)から開始した「生物多様性保全推進支援事業」については、平成21年度(2009年度)に新たに9カ所を採択し、平成20年度(2008年度)からの継続箇所と合わせて、全国26カ所の取組の支援を行いました。
- 環境省と(財)イオン環境財団は、生物多様性の保全と持続可能な利用の優れた取組を顕彰する「生物多様性日本アワード」を創設し、優秀賞8件を選出しました。その中から、「地域企業との協働による谷津田の保全」の取組を、第1回グランプリとして決定しました。
- 平成20年度(2008年度)に決定した生物多様性のコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」や、国民一人一人が生物多様性に取り組む際のヒントとなる「国民の行動リスト」を様々な機会でも普及広報しました。また、著名人による広報組織「地球いきもの応援団」を4名から26名に増員し、多様な主体が主催するイベントに出演し、生物多様性の大切さを伝え、具体的な行動を促す取組に協力いただきました。
- 平成22年(2010年)は国連が定めた「国際生物多様性年」に当たり、多様な主体からなる国家的な組織を設置し、国際年を記念するための行事を開催することが、国連により奨励されていることから、平成22年(2010年)1月に「国際生物多様性年国内委員会」を設置し、キックオフイベントをはじめとした記念行事を開催しました。
- 「国際生物多様性の日(毎年5月22日)」に、「グリーンウェイブ2009」として、学校の敷地等への植樹への参加を広く呼びかけ、全国で約80団体、3,000人が参加しました。

また、国際生物多様性の日を記念する行事の開催を幅広く促すとともに、国連大学、国立環境研究所等と連携し、シンポジウム等の記念行事を開催しました。

- 国民の「生物多様性」という言葉の認知度は、平成 21 年（2009 年）6 月の内閣府世論調査では約 36% で、平成 16 年（2004 年）の環境省調査から約 6 ポイント上昇しました。

（参考）「生物多様性」という言葉の認知度（平成 21 年（2009 年）6 月内閣府世論調査）



《地方公共団体による生物多様性地域戦略策定》

- 都道府県及び市町村が、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を定める際に参考となる基本的情報を示した「生物多様性地域戦略策定の手引き」を平成 21 年（2009 年）9 月に作成しました。また、平成 22 年度（2010 年度）から「地域生物多様性保全活動支援事業」を開始し、都道府県及び市町村における生物多様性地域戦略づくりを支援しています。生物多様性地域戦略は、平成 22 年（2010 年）5 月現在、埼玉県、千葉県、愛知県、滋賀県、兵庫県、長崎県、流山市、名古屋市、高山市、北九州市で策定されており、多くの地方公共団体で策定に向けた検討が進められています。

③今後の政策に向けた提言

- 生物多様性国家戦略 2010 の基本戦略「生物多様性を社会に浸透させる」における以下の記述を踏まえて、今後も取組を推進する必要があります。

＜生物多様性に関する取組促進や概念の普及啓発＞

- ・ 私たちの暮らしとの関係を訴えることにより生物多様性を身近なものとして感じてもらうための様々な取組を推進するほか、国際生物多様性の日（5月22日）における普及啓発のためのイベントの実施等広報を強力に進めます。また、国民が、釣糸を放置したり、飼いきれなくなったペットを野外に放したりすること等のないよう、それらの行為が生物多様性に与える影響を具体的事例とともに分かりやすく伝えることにも取り組みます。

広報にあたっては、国民に広く情報提供を行うため、各種のメディアとも連携・協力しながら、丁寧でわかりやすい情報提供・情報発信に努めます。

生物多様性を国民に普及するための情報発信に協力する「地球いきもの応援団」のメンバーを拡充していくとともに、生物多様性を端的に分かりやすく示すコミュニケーションワード「地球のいのち、つないでいこう」をロゴマークとともに普及していくことで、国民に広く生物多様性についての認識を広めていきます。

- ・ 事業者が、生物多様性に配慮した活動に自主的に取り組むことを促すため、企業関係者、NGO、専門家による検討やパブリックコメントを経て策定された「生物多様性民間参画ガイドライン」について、幅広い主体へ普及広報するとともに、事業者に対し、活用の促進を働きかけていきます。また、こうした我が国の取組を世界に向けて発信するとともに、このような取組に賛同する事業者が参画する「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」のような枠組みを検討します。また、生物多様性に配慮した商品・サービスや農林水産物等を展示会等の様々な機会を活用して紹介したり、これらに適用する認証マークや認証制度の普及に努めたり、環境に配慮した不動産の市場価値を適正に評価する仕組みを検討することと併せて、消費や投資を行う人々が適切な判断を行うために必要となる情報の提供を行うこと等により、生物多様性に配慮した事業者、消費者等の活動が相乗的に広がっていくことを目指します。
- ・ 食料や木材など多くの自然資源を輸入し、利用する私たちの消費行動が、輸出国の生物多様性の恩恵の上に成り立っている面もあることを認識し、国民ひとりひとりが行動することで、世界の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に対して大きな効果を発揮します。具体的には、生物多様性に配慮した食品や木材製品を選択することや生物多様性の保全に積極的に取り組む企業の商品を選択的に購入したり、そうした企業への投資を行うなどの行動が考えられますが、このような観点からのライフスタイルの転換についても、生物多様性に配慮した商品を判断する目安や行動による生物多様性への影響を分かりやすく示すことなどにより、生物多様性民間参画ガイドラインの普及と連動させつつ提案していきます。

＜地方公共団体による生物多様性地域戦略策定＞

- ・ 生物多様性地域戦略は、地方における生物多様性に関わる部局間相互の連携を図るためにも必要なものであり、都道府県版レッドデータブック、レッドリストが全都道府県でつくられたように、すべての地方公共団体により早い段階で生物多様性地域戦略が策定されることが期待されます。その際、流域や山地等の一定のまとまりを有する複数の地方公共団体が共同して地域戦略を策定するのも望ましい方法のひとつです。都道府県や市町村に対して「生物多様性地域戦略策定の手引き」を普及し、各地域における様々な主体による生物多様性保全のための取組事例を紹介することによ

って、効果的な地域戦略の策定や実践的な取組を促します。併せて、流域圏等の様々なレベルの空間単位を重視した地域戦略の策定を効率的に行うための指針について検討します。

重点調査事項②：地域における人と自然の関係を再構築する取組

里地里山の保全や鳥獣との関係の再構築、生きものをはぐくむ農林水産業と多様な野生生物をはぐくむ空間づくりの推進等を通じて、人と自然の豊かな関係をつくっていく観点から、

- a) 中長期ビジョンの検討
- b) 里地里山の保全・再生に関する取組
- c) 生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進
- d) 絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- 第三次生物多様性国家戦略では、「基本的視点」として「統合的な考え方と長期的な観点」を位置付けるとともに、100年先を見通した国土の生物多様性のグランドデザインを提示し、人口減少に向かう国土の中での人と自然の関係を再構築する「100年計画」として国土全体の自然の質を着実に向上させることとしていることに留意すべきです。「100年計画」については、100年後の人口等を踏まえ、国土のグランドデザインをより具体的に検討するとともに、中長期的なビジョンを検討することが必要であることに留意すべきです。その際、総人口の減少により国土の利用に余裕を見出せる中で、地域資源を最大限に活用し、地域固有の自然や文化に根ざした個性的で魅力的な地域づくりを目指す必要があることに留意すべきです。
- 第三次生物多様性国家戦略の基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」において、生物多様性の保全に貢献する農林水産業を推進することとしていること、未来に引き継ぎたい重要な里地里山を選定する等、里地里山の保全再生を図っていくことが必要であることに留意すべきです。なお、これらは、「地域づくりの推進」にも密接に関わるものであることに留意すべきです。
- 絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応については、基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」において、トキの野生復帰の取組の推進、島嶼部等における外来種の国内移動や非意図的に導入される生物への対応についての検討を含む外来種対策の推進等により、多様な野生生物をはぐくむ空間づくりを進めるとともに、野生鳥獣と共存する地域づくりを進めることが必要であることに留意すべきです。

②主な取組状況等

生物多様性国家戦略 2010 において、期間を定めた中長期目標、短期目標を新たに設定するとともに、里地里山の保全再生方策の検討、生物多様性の保全に資する農林水産業の推進、絶滅のおそれのある種の保全や外来種対策を推進しました。

《中長期ビジョンの検討》

- 生物多様性国家戦略 2010 において、以下の通り中長期目標(2050年)及び短期目標(2020年)が設定されました。

＜中長期目標（2050年）＞

人と自然の共生を国土レベル、地域レベルで広く実現させ、我が国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させる。

＜短期目標（2020年）＞

生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、

- ① 我が国の生物多様性の状況を科学的知見に基づき分析・把握する。生物多様性の保全に向けた活動を拡大し、地域に固有の動植物や生態系を地域の特性に応じて保全するとともに、生態系ネットワークの形成を通じて国土レベルの生物多様性を維持・回復する。

とりわけ我が国に生息・生育する種に絶滅のおそれが新たに生じないようにすると同時に、現に絶滅の危機に瀕した種の個体数や生息・生育環境の維持・回復を図る。

- ② 生物多様性を減少させない方法を構築し、世代を超えて、国土や自然資源の持続可能な利用を行う。
- ③ 生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。生物多様性の保全と持続可能な利用を、地球規模から身近な市民生活のレベルまでの様々な社会経済活動の中に組み込み（生物多様性の主流化）、多様な主体により新たな活動が実践される。

《里地里山の保全・再生に関する取組》

- 里地里山の保全・活用に向けた取組を更に全国へと展開していくために、参考事例となる里地里山の特徴的な取組の情報発信を行いました。また、平成 19 年度（2007 年度）から継続して、都市住民等のボランティア活動への参加を促進するため、ホームページ等により活動場所や専門家の紹介等を行うとともに、研修会等を開催し里地里山の保全・活用に向けた活動の継続・促進のための助言等の支援を実施しました。

- 特別緑地保全地区等に含まれる里地里山については、土地所有者と地方公共団体等とが管理協定を締結し、持続的に管理を行うとともに市民に公開する等の取組を推進しました。
- 棚田や里山といった地域における人々と自然との関わりの中で形成されてきた文化的景観の保存活用のために行う調査、保存計画策定、整備、普及・啓発事業を補助する重要文化的景観保護推進事業を実施しました。
- 上下流連携いきいき流域プロジェクトにより、里山林等における森林保全活動や多様な利用活動への支援を実施しました。

《生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進》

- 「農林水産省生物多様性戦略」（平成 19 年（2007 年）7 月）に基づき、①田園地域・里地里山の保全（環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等）、②森林の保全（適切な間伐等）、③里海・海洋の保全（藻場・干潟の造成、維持・管理等）等生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進しました。
- これらの関連施策を効果的に推進するため、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に測る指標の開発を進めました。
- 地域の生きものを通して農林水産業における生物多様性保全の取組を分かりやすく伝える「生きものマーク」について、取組事例を集め、その活用のための手引きとなる「生きものマークガイドブック」を平成 22 年（2010 年）3 月に作成し、生物多様性保全に貢献する農林水産業への理解の促進を図りました。
- また、農林水産省生物多様性戦略検討会の提言（平成 21 年（2009 年）10 月）を受け、平成 22 年（2010 年）10 月に開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）に向けて、生物多様性の日である 5 月 22 日に愛知県において農林水産業と生物多様性に関するシンポジウムを開催しました。今後、全国各地でシンポジウムを開催します。
- 農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることを背景として、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進することにより、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的とする鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）が成立し、平成 20 年（2008 年）2 月から施行されました。この法律に基づき、市町村における被害防止計画の作成を推進し、鳥獣被害対策の体制整備等を推進しました。

《絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応》

< 希少野生動植物種の保存 >

- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国内希少野生動植物種にオガサワラオオコウモリを追加し、国内希少野生動植物は、哺乳類5種、鳥類38種、爬虫類1種、両生類1種、汽水・淡水魚類4種、昆虫類10種、植物23種の82種となりました。そのうち47種に対し保護増殖事業計画を策定し、個体の繁殖や生息地の整備等の保護増殖事業を行っています。また、同法に基づき指定している全国9カ所の生息地等保護区において、保護区内の国内希少野生動植物の生息・生育状況調査、巡視等を行いました。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)及び二国間渡り鳥条約等により、国際的に協力して種の保存を図るべき677種類を、国際希少野生動植物種として指定しています。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業や調査研究、普及啓発を推進するための拠点となる野生生物保護センターを、平成22年(2010年)3月末現在、8カ所で設置しています。
- トキについては、平成20年(2008年)に引き続き、平成21年(2009年)9月に第二回目の放鳥を実施しました。

(参考) 主な保護増殖事業の概要

<p>トキ(コウノトリ目 トキ科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境省レッドリストランク 野生絶滅(EW) ■生息地 江戸時代までは日本のほぼ全域に生息 ■事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・佐渡トキ保護センターでの飼育下繁殖 ・新潟県佐渡市において試験的な放鳥の実施 ・放鳥個体の追跡 	<p>ツシマヤマネコ(ネコ目 ネコ科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境省レッドリストランク 絶滅危惧IA類(CR) ■生息地 長崎県対馬 ■推定生息数 80~110頭前後 ■事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故ハザードマップの作成等の交通事故対策 ・福岡市動物園等全国5箇所において、分散飼育を実施 ・飼育個体の再導入の検討 
<p>アホウドリ(ミズナギドリ目 アホウドリ科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境省レッドリストランク 絶滅危惧II類(VU) ■生息地 伊豆諸島鳥島 尖閣諸島 ■推定個体数 約2600羽 ■事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥島での繁殖状況調査やヒナの行動追跡調査 ・小笠原諸島智島への新繁殖地形成事業として、鳥島で捕獲したヒナを智島までヘリコプターで移送し、巣立ちまで人工飼育  <p style="font-size: small;">写真提供：(財)山階鳥類研究所</p>	<p>レブンアツモリソウ(ラン目 ラン科)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■環境省レッドリストランク 絶滅危惧IB類(EN) ■生育地 北海道礼文町 ■推定開花個体数 250未満 ■事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・生育状況のモニタリング ・人工増殖技術の確立 ・巡視や保護柵の整備等による盗掘防止対策 

＜外来種等への対応＞

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づき、97種類の特定外来生物（平成22年（2010年）3月現在）の輸入、飼養等を規制しています。また、奄美大島や沖縄本島北部（やんばる地域）の希少動物を捕食するジャワマングースの防除事業、小笠原諸島内の国有林でのアカギ等の外来種の駆除のほか、アライグマ、アルゼンチンアリ等についての防除モデル事業等、具体的な対策を進めています。また、外来種の適正な飼育に係る呼びかけ、ホームページ（<http://www.env.go.jp/nature/intro/>）等での普及啓発を実施しました。

③今後の政策に向けた提言

- 生物多様性国家戦略2010の基本戦略「地域における人と自然の関係を再構築する」などにおける以下の記述を踏まえて、今後も取組を推進すべきです。

＜中長期ビジョンを達成するための手法の検討＞

- ・ ポスト2010年目標の国際的議論を通じて得られた知見やCOP10の成果などを踏まえ、COP10後に、生物多様性国家戦略2010の見直しに着手します。また、生物多様性国家戦略の取組状況を適正に評価し、今後の改定や施策の改善につなげていくため、国土の生物多様性の損失を防止するための目標の達成状況を評価するうえで重要となる具体的な指標の設定に取り組みます。

＜里地里山の保全・再生に関する取組＞

- ・ 森林の有する生物多様性の保全、水源の涵養、国土保全等の様々な機能を考慮し、地域の自然的・社会的条件に応じて、二次林や人工林としての管理を積極的に推進する場合と、自然の遷移を基本として、森林の機能を維持・発揮できる森林への移行を促進させる管理を行う場合とを総合的に判断していくこと等も検討が必要です。
- ・ 里地里山の保全活動の取組の参考とするため、持続可能な資源利用に関する全国の特徴的な取組事例を収集、分析し、幅広く情報発信を行います。さらに、伝統的な里地里山の利用・管理手法の再評価、保全再生につながる新たな利活用手法の導入、都市住民や企業等多様な主体による参加促進方策等の視点について検討を行い、地域の活動にとって必要な助言や技術的なノウハウの提供を行うことにより、全国的な里地里山の保全再生を促します。
- ・ かつての里地里山に見られたような地域における人と自然との関係をつくっていくためには、農林漁業者をはじめ、NGO等の地域のネットワークを構築し、地方公共団体、企業や都市住民の力も借りた里地里山の手入れや森林づくりを進めることが重要です。
- ・ 人間の様々な働きかけを通じて自然環境が維持されてきた地域については、行政、地域住民、農林漁業者、NGO、土地所有者、企業等多くの主体が協働して、地域に根づいた方法で自然環境の

保全活動が持続的に進められるようそのあり方を検討します。

- ・ 里地里山の新たな利活用の方策について、環境教育やエコツーリズムの場の提供、間伐材やスキなどのバイオマス利用など具体的な地域での試行的な取組を通じて検討します。

＜生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進＞

- ・ 安全な食料の安定供給を求める国民・消費者の期待に応えるためには、生物多様性の視点を取り入れた良好な生産環境を維持した持続的な農林水産業の振興と、それを支える農山漁村の活性化が必要です。そのため、農林水産関連施策において、生物多様性の保全をより重視した視点を取り入れ、生物の生息・生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業を推進し、農山漁村の活性化を図ります。
- ・ 食料生産と生物多様性保全が両立する水稲作などの取組事例における生きものの生息・生育状況、周辺環境、営農履歴などを紹介し、農業者に取組への理解と意欲を呼び起こすとともに、生物多様性保全を重視して生産された農林水産物であることを表す「生きものマーク」の活用などを通じて、こうした取組への国民の理解を促進します。
- ・ 森林認証制度をはじめ、環境に配慮した商品や経済活動を対象とする認証制度など、民間によるより自主的な取組が生物多様性の分野でも浸透することを目指し、諸外国における事例も含め、幅広く情報を収集することなどを通じて、民間における取組の促進を図ります。
- ・ 自然生態系と調和しつつ人手を加えることにより、高い生産性と生物多様性の保全が図られている海は一般的に「里海」として認識されるようになっており、今後とも適切に保全することが必要です。このため、里海を含む海洋全体の生物の多様性の保全とその持続可能な利用を通して、国民の健全な食生活を支える水産物を将来にわたって安定的に供給するとともに、力強い水産業と豊かで活力ある漁村の確立を推進します。

＜絶滅のおそれのある種の保存及び外来生物による在来生物等への影響への対応＞

- ・ 絶滅のおそれのある種の状況の把握と減少要因の分析を行い、その状況を改善するために必要な措置を種ごとに明らかにするとともに、国内希少野生動植物種の指定による保護の効果を評価して、その効果が認められるものは、その措置を更に推進し、十分な効果があがっていない場合は、その要因を分析して効果的な保全対策を種ごとに明らかにする等、種の保存法の施行状況の評価を踏まえ、効果的な対策を講じます。

また、種の絶滅のおそれを低下させていくためには、個々の種に着目するだけでなく、重要な地域を特定して重点的に対策を講じていくことも検討しなければなりません。絶滅のおそれのある種が集中する島嶼地域等、生物多様性の保全上重要な地域（ホットスポット）を特定し、優先的に保護地域の指定などの検討を進めるとともに、自然再生や里地里山保全・再生、希少種の保護増殖、特定鳥獣の保護管理、外来種の防除など各種事業により、可能な限り各省、地方公共団体、NGO、企業などとの連携も図りながら、地域の関係者と協力して地域全体の生物多様性を保全・再生するような制度や手法の検討を進めます。

特に、トキやツシマヤマネコなどの保護増殖を進め、それらの野生復帰を進めるとともに、多様な野生生物をはぐくむ環境づくりを地域の人々と協力しながら行います。

重点調査事項③：森・里・川・海のつながりを確保する取組

生きものの生息の基盤となっている場所のつながりを確保するため、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、それらを有機的につなぐ生態系ネットワークの形成を目指し、流域全体の生態系管理の視点に立ち様々なスケールで森、里、川、海を連続した空間として積極的に保全・再生を進める観点から、

a) 生態系ネットワークの形成に関する取組

b) 自然再生の推進に関する取組

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- 第三次生物多様性国家戦略では、今後5年程度の間重点的に取り組むべき施策の大きな方向性について、4つの基本戦略を提示しており、この1つとして「森・里・川・海のつながりを確保する」が位置付けられ、流域全体の生態系管理の視点を考慮した生態系ネットワークを形成することとしていることに留意すべきです。なお、平成20年(2008年)7月に閣議決定された国土形成計画(全国計画)においても、健全な生態系の維持・形成を図る取組として、「エコロジカル・ネットワークの形成を通じた保全・再生」が位置付けられており、生物多様性の保全と持続可能な利用を進めることとする同戦略と国土の利用、整備及び保全を推進することとする同計画の位置付けや役割を考慮しつつ、関係各省の役割を踏まえながら相互に連携し、推進する必要があることに留意すべきです。
- 自然再生推進法(平成14年法律第148号)が施行後5年を経過した場合の検討結果等を踏まえ、地域の自然再生の取組の推進、生態系の保全・再生の重要性の強調及び全国的視点の強化等の観点から、自然再生基本方針が見直されたところであり、その方針を踏まえた取組を行うことが必要であることに留意すべきです。

②主な取組状況等

国土の生態系ネットワークの形成や自然再生の更なる推進に向けて、生態系ネットワーク構想の策定、自然再生基本方針の見直し等を行いました。

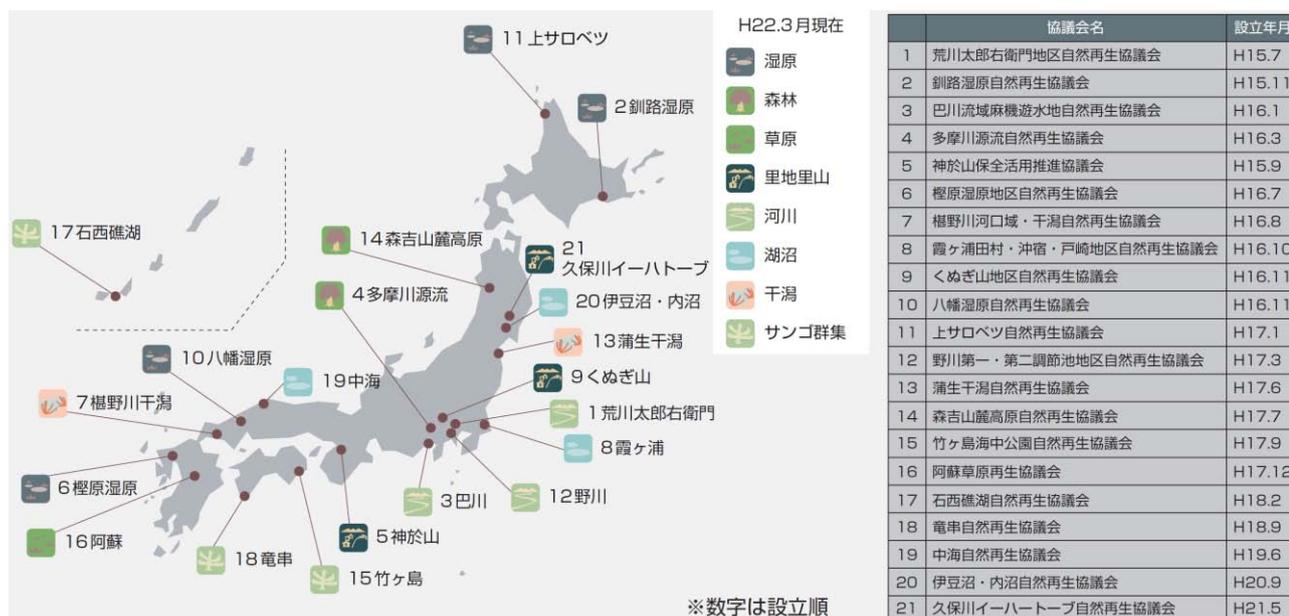
《生態系ネットワークの形成に関する取組》

- すぐれた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成するため、平成 20 年度（2008 年度）に全国レベルのエコロジカル・ネットワーク構想の検討を開始し、平成 21 年度（2009 年度）に「全国エコロジカル・ネットワーク構想」を策定しました。
- 国有林においては、保全すべき森林生態系の核となる保護林相互を連結する「緑の回廊」の設定を進めており、平成 21 年（2009 年）4 月現在、24 カ所約 509 千ヘクタールが設定され、生態系に配慮した施業やモニタリング調査等を実施しています。

《自然再生の推進に関する取組》

- 自然再生推進法に基づく自然再生協議会は、新たに 1 カ所が設立され、平成 22 年（2010 年）3 月末現在、全国で 21 カ所となっています。すべての協議会で自然再生全体構想が作成され、うち 13 カ所で自然再生事業実施計画が作成されています。
- 平成 21 年度（2009 年度）は、国立公園における直轄事業 7 地区、自然環境整備交付金で地方公共団体を支援する事業 12 地区の計 19 地区で自然再生事業を実施しました。これらの地区では、生態系調査や事業計画の作成、事業の実施、自然再生を通じた自然環境学習等を行いました。

（参考）自然再生協議会の設置箇所（平成 22 年（2010 年）3 月現在）



③今後の政策に向けた提言

- 生物多様性国家戦略 2010 の基本戦略「森・里・川・海のつながりを確保する」などにおける以下の記述を踏まえて、今後も取組を推進するべきです。

＜生態系ネットワークの形成に関する取組＞

- ・ 生態系ネットワークの計画手法や実現手法の検討を深め、既存のネットワーク施策・事業の効果についての評価・検証を行い、地方公共団体や広域地方協議会、NGOなどへの構想・計画づくりに係る情報提供や普及広報を進めることにより、全国、広域圏、都道府県、市町村等の様々な空間レベルにおける計画策定や事業実施に向けた条件整備を進めます。特に広域圏レベルにおいて具体的に生態系ネットワークの姿を示していくことが重要であることから、関係省庁の緊密な連携のもと、生態系ネットワークの図化を目指します。その際、森林や緑地等のネットワークに加えて、氾濫原を含む河川、湖沼、湿原、地下水、湧水、水田等の水系や沿岸域にわたる水循環に着目したネットワークが重要であり、こうした流域全体の生態系の保全とネットワークの形成を効果的に進めるための方策を検討します。
- ・ 生態系ネットワークが分断されている場所では、そのつながりを取り戻すことが必要であり、科学的な知見に基づいて重要な地域を保全すると同時にネットワークを確保するための自然再生を積極的に行う等の様々な取組を通じて生物の生息・生育空間の確保や生物がそれらを行き来できるようにする生態的回廊の確保を進めます。

＜自然再生の推進に関する取組＞

- ・ 自然再生の取組については、平成20年（2008年）に改正を行った自然再生基本方針に基づき、自然再生の取組の効果的な推進、広域的な取組の強化、自然環境学習や調査研究の推進を図りつつ、生態系ネットワーク等の国土的視点も考慮した自然再生の取組を推進します。

重点調査事項④：地球規模の視野を持って行動する取組

生物多様性の保全のため、つながりの深いアジア太平洋地域を中心とした国際協力等地球規模の生物多様性への視野を持って行動する観点から、

a) 生物多様性の保全に関する日本の国際的な貢献

b) 我が国の生物多様性の総合評価やモニタリング等の実施

について、調査を実施しました。関係府省から報告された取組状況等は、「②主な取組状況等」欄のとおりです。

①第2回点検における指摘内容

- 平成20年（2008年）5月にG8環境大臣会合において合意された「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」、COP10の我が国での開催決定等を踏まえ、国際的なリーダーシップを発揮すべきです。

この一環として、自然との共生モデルであるSATOYAMAイニシアティブの提案・発信等の取組を進める際には、地域における人と自然との関係についての我が国の現状及び世界における事例を十分に踏まえるべきです。また、ABS（Access and Benefit Sharing、遺伝資源へのアクセスと利益配分）の問題が注目されていますが、環境行政の観点からも、我が国としての取り組み方を明確にするとともに、生物多様性に配慮しつつ、遺伝資源の提供国及び利用国の双方に利益をもたらすようなABSのための国際的な枠組みが構築されるよう、生物多様性条約第10回締約国会議の議長国として貢献すべきです。さらに、生物多様性のモニタリング・評価・情報共有に関する国際協力、世界的に重要な生態系のネットワーク構築等において、国際的な貢献を行うべきです。特に、アジア太平洋地域の生物多様性のインベントリ整備や国際連携による地球規模モニタリング体制の構築により、生態系総合監視システムを強化すべきです。

- 二国間・多国間ネットワークによる生物多様性の保全等、地球規模の視野を持って行動することが期待されることに留意すべきです。
- 自然環境データの充実等に係る措置については、基本戦略「地球規模の視野を持って行動する」において、我が国の生物多様性の総合評価、温暖化影響を含むモニタリング等を実施する必要があることに留意すべきです。

②主な取組状況等

我が国がCOP10及びカルタヘナ議定書第5回締約国会合（COP/MOP5）の開催国・

議長国であることを踏まえ、生物多様性国家戦略 2010 において、我が国の国際的取組を示すとともに、ポスト 2010 年目標の提案や SATOYAMA イニシアティブの推進、生物多様性の総合評価の実施等の取組を推進しました。

《生物多様性の保全に関する日本の国際的な貢献》

＜COP10・MOP5の議長国としての貢献＞

- COP10 議長国としての国際的な役割を果たすため、有識者、NGO、経済界との意見交換や国民からの意見募集により「ポスト 2010 年目標に関する日本提案」を決定し、平成 22 年（2010 年）1 月に生物多様性条約事務局に提出しました。日本提案では、中長期目標として、2050 年までに「人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする」ことを目指し、短期目標として、2020 年までに「生物多様性の損失を止めるために」具体的な行動を実施することを目指すこととしています。さらに、短期目標を達成するために、分野ごとにより具体化した 9 つの個別目標を提示し、そのための 34 の達成手法と 19 の数値指標も併せて提案しています。
- 平成 21 年（2009 年）10 月に COP10 のロゴマークとスローガン「いのちの共生を、未来へ」を決定しました。ロゴマークは、多様な動植物と人間の親子の折り紙を円形に配置することで、人類と多様な生きものとの共生と、豊かな生物多様性を将来に引き継いでいこうという思いを表現しています。また、平成 22 年（2010 年）3 月に、日本人女性アーティストの MISIA さんが国連から COP10 名誉大使に任命されたことから、国連本部、生物多様性条約事務局等と連携しながら、COP10 名誉大使の活動を支援しました。
- COP10 に向けた多様な主体間の情報の共有、意見交換、連携の促進等を図るため、平成 21 年（2009 年）2 月に設置した「生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議に関する円卓会議」を、平成 21 年度（2009 年度）に 3 回開催しました。また、COP10 に向けて政府が一体となった取組を進めるため、平成 21 年（2009 年）12 月に関係省庁の副大臣及び政務官からなる「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）に関する関係副大臣等会議」を設置しました。さらに、平成 22 年（2010 年）1 月には、会場設営や運営業務を関係省庁が合同で行うため、「生物多様性条約 COP10 日本準備事務局」を外務省に設置しました。

＜SATOYAMA イニシアティブの推進＞

- 二次的な自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理を推進していくための取組を、日本の「里山」を冠した SATOYAMA イニシアティブとして COP10 で提案・発信し、国際パートナーシップの構築を目指しています。平成 21 年度（2009 年度）には、国際パートナーシップの構築に向けた準備会合を、東京、ペナン（マレーシア）、パリ（フランス）で開催しました。準備会合では、世界各地の実情や課題、持続可能で資源循環的な自然資源の伝統的利用の事例や専門的な知見を整理するとともに、SATOYAMA イ

ニシアティブを進めるに当たっての考え方や、国際パートナーシップ構築に向けた検討を行いました。

＜モニタリングのネットワーク化、世界的に重要な生態系のネットワーク構築＞

- アジア太平洋地域の生物多様性モニタリング体制の推進を目的として、地球規模での生物多様性保全に必要な科学的基盤の強化のため、当該地域の研究者間のネットワークの構築支援を行いました。また、東・東南アジア地域での生物多様性の保全と持続可能な利用のための生物多様性情報整備と分類学能力の向上を目的とする事業である東・東南アジア生物多様性情報イニシアティブに関する戦略と行動作業計画を作成し、関係各国・当該地域の政府関係者及び関係機関を集めた会合において合意を得ました。
- 生物多様性に関する科学及び政策の連携の強化を目的とした「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」の創設に向けた国際的な議論に積極的に参画しました。
- 東南アジア諸国に対する国際的に重要な湿地の特定、保全及び賢明な利用に向けた協力等を行いました。
- 米国、オーストラリア、中国、ロシア及び韓国との二国間の渡り鳥条約等に基づき、各国との間で渡り鳥等の保護のため、アホウドリ、オオワシ、ズグロカモメ等に関する共同調査を引き続き実施するとともに、渡り鳥保護施策や調査研究に関する情報や意見の交換を行いました。
- 日豪政府のイニシアティブにより、平成 18 年（2006 年）11 月に発足した「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」の活動として、アジア太平洋地域におけるツル、ガンカモ、シギ・チドリ類等の渡り性水鳥の保全を進めました。
- 平成 21 年（2009 年）12 月に、ベトナム（ホイアン）で第 5 回 I C R I 東アジア地域会合を開催し、平成 22 年度（2010 年度）を目途に策定する東アジアを中心とした海域における重要サンゴ礁ネットワーク戦略について関係各国で話し合いました。